

後期高齢者医療制度からのお知らせ ～保険証(被保険者証)の一斉更新について～

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成27年7月31日をもって、満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、オレンジ色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成28年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課国保医療係までお申し出ください。

新しい保険証の色はオレンジ色です

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定書)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定書を交付しますので、8月1日からは、ピンク色の限度額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課国保医療係へ申請してください。

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方。)
	・老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証の色はピンク色です

■医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆様の医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。次回の発行は、9月(平成27年1月～6月の医療費を対象)に行います。

◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに医療費通知の発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または住民課国保医療係へご連絡ください(電話でのご連絡だけで手続きできます)。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

○問合せ先/北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
役場住民課国保医療係 ☎57-2111(内線341・346)



ペットはマナーを守って飼いましょう!

